

別紙様式第1号（7関係）

使用済自動車の解体業及び破砕業の施設に係る事業計画書

×年 ×月 ×日

茨城県知事 殿

（郵便番号）310-0000

住所 茨城県水戸市笠原1-2-3

氏名 県庁自動車株式会社

㊞

代表取締役 ○○ ××

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

TEL 029-301-0123

FAX 029-301-0124

使用済自動車の解体業及び破砕業に係る施設に係る事前審査要領5及び7の規定により、必要な書類を添えて協議します。

事業の範囲		■解体、□破砕前処理(□圧縮・□せん断)、□破砕	
施設の設置予定地等（事業所の名称、所在地）			
名称	県庁株式会社○○営業所		
所在地	（郵便番号）310-0000 茨城県水戸市笠原町1000 TEL 029-100-2000 FAX 029-100-2001		
事業の用に供する施設の概要	■使用済自動車又は解体自動車の保管場所、■解体作業場、□圧縮機、□せん断機、□破砕機、□自動車破砕残さの保管場所、□その他（ ）		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
	△△県	解体業 H16.7.1申請中	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
	茨城県	第08000000号（収集運搬業）	
自動車分解整備事業場の認証を受けている場合は、その認証番号	1-001		
フロン回収破壊法に基づく、登録を受けている場合はその登録番号及び登録年月日	第二種特定製品引取業者	第二種フロン類回収業者	
	茨2000000号	茨4000000号	
	平成15年4月1日	平成15年4月1日	

解体業施設

変更の内容（施設の変更に伴う協議の場合）	
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の設置予定地等、面積並びに保管量及び保管の高さの上限	所在地：茨城県〇〇郡△△町100 面積：100㎡ 保管量の上限：300m ³ （約30台） 高さの上限：3.0m
施設を用いて行う作業の概要	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	使用済自動車等保管場所内で2段積保管。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場で抜き取る。 漏出した油類は、油水分離槽で分離し処分する。 保管はコンクリート敷きの保管場所で保管する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	解体作業は、指定回収物品及び鉛蓄電池を含め、手作業で実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離装置及びためますは、定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物を品目毎に分類して保管し、許可業者に委託し処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、部品を品目ごとに分類して保管することとし、特に油漏出の可能性のある部品は屋内保管とする。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で飛散・流出のないよう廃棄物処理基準を厳守して運搬する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料取扱場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。 消火器を設置する。
備考	解体業の実績 平成15年4月～平成16年3月の解体実績〇〇台

破砕業施設

※ () 内はせん断又は破砕の記載例

変更の内容（施設の変更に伴う協議の場合）			
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の設置予定地等、面積並びに保管量及び保管の高さの上限	項目	解体自動車	自動車破砕残さ
	所在地	茨城県△△市 〇〇町〇-〇-〇	
	面積(m ²)	1 0 0	
	保管量の上限(m ³)	3 0 0	
	高さの上限(m)	3 . 0	
施設を用いて行う作業の概要			
解体自動車の保管の方法	保管場の範囲を明確にし、保管基準を厳守して保管。 解体自動車以外の廃棄物が混入しないよう留意する。		
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	解体自動車以外の廃棄物が混入しないよう留意し、解体自動車を圧縮機で圧縮する。 (解体自動車をせん断機でせん断する。)		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境保全上の支障が無いよう留意し、建物内の設置した破砕機により破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないよう留意する。		
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	日常の清掃管理を管理担当者が行うとともに、業者へ委託し定期的なメンテナンス及び清掃を行う。		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	(廃棄物保管基準に従い、飛散流出防止に努める。またASRにその他の残さ物が混入しないよう区分して保管する。)		
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬用車両で飛散・流出のないよう廃棄物処理基準を厳守して運搬する。		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	(自動車破砕残さを容器に入れ、自社の運搬用車両で飛散流出しないよう留意して運搬する。)		
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	保守点検責任者を置き、毎月点検するとともに定期的に保守点検を業者に委託する。		
火災予防上の措置	消火器を設置し、火災予防について周知させる。 (自動車破砕残さの発熱防止措置をとる。)		
備考	破砕業の実績 平成15年4月～平成16年3月の破砕実績 解体自動車〇〇〇台(〇〇トン)		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 3 様式欄に記載できないときは別紙とすること。

報 告 書

×年 ×月 ×日

茨城県知事 殿

(事業計画者)

住 所 茨城県水戸市笠原町1-2-3

氏 名 県庁自動車株式会社 印
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-0123

×年 ×月 ×日付け 廃対 第××号による指導事項に対する意見及び対応について、使用済自動車等の解体業及び破碎業の施設に係る事前審査要領9の規定に基づき別紙のとおり報告します。

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

報 告 の 内 容 等

<p>事業の用に供する 施設の概要</p>	<p>■使用済自動車又は解体自動車の保管場所, ■解体作業場, □圧縮機, □せん断機, □破碎機, □自動車破碎残さの保管場所, □その他 ()</p>
<p>施設の設置 予定地等</p>	<p>茨城県水戸市笠原町1000</p>
<p>備 考</p>	

指 導 事 項	意 見 及 び 対 応
<p>1 使用済自動車等の保管場所は基準に適した囲いを設けること。</p>	<p>1 高さ1.8mのフェンスを使用済自動車等の保管場所に設置する。</p>

施設設置等完了届

平成 ×年 ×月 ×日

茨城県知事 殿

(届出者)

住 所 茨城県水戸市笠原町1-2-3

氏 名 県庁自動車株式会社 印
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-0123

施設の設置(変更工事)が完了したので、使用済自動車等の解体業及び破砕業の施設に係る事前審査要領13の規定により、下記のとおり届け出ます。

ついては、完了検査の実施をお願いします。

事業の用に供する 施設の概要	■使用済自動車又は解体自動車の保管場所, ■解体作業場, □圧縮機, □せん断機, □破砕機, □自動車破砕残さの保管場所, □その他()
施設の設置場所	水戸市笠原町1000
完了年月日	平成 ×年 ×月 ×日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

是 正 完 了 届

平成 ×年 ×月 ×日

茨城県知事 殿

届出者

住 所 茨城県水戸市笠原町1-2-3

氏 名 県庁自動車株式会社 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-0123

指導基準に適合するように是正を行いましたので、使用済自動車等の解体業及び破砕業の施設に係る事前審査要領13の規定により、下記のとおり届け出ます。

是正指示文書の 年月日及び番号	×年 ×月 ×日 廃対 第 ×× 号
事業の用に供する 施設 の 概 要	■使用済自動車又は解体自動車の保管場所、 ■解体作業場、 □圧縮機、 □せん断機、 □破砕機、 □自動車破砕残さの保管場所、 □その他 ()
施設の所在地	水戸 市 町 笠原町 大字 笠原1000番地 郡 村
是 正 事 項	使用済自動車等の保管場所以外に保管していた使用済自動車を 撤去した。
備 考	

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。